

○再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件

(農林水産省告示第五百九号)

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第八条第一項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、再評価を受けるべき農薬の範囲を指定したので、同法第八条第一項及び第三項（これらの規定を同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該農薬の範囲並びに再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を次のように告示する。

令和三年四月七日

一 農薬の範囲

農薬取締法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬のうち、別表に掲げる有効成分を含む農薬

二 再評価を受けるべき者が提出すべき資料

農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第二条第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる資料。ただし、農薬の使用方法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。

三 提出期限

- 1 別表第二号、第四号、第十号、第十三号及び第十四号に掲げる有効成分を含む農薬 令和五年四月三日から令和五年六月三十日まで
- 2 別表第一号、第三号、第八号、第十八号及び第十九号に掲げる有効成分を含む農薬 令和五年七月三日から令和五年九月二十九日まで
- 3 別表第十二号及び第十五号から第十七号までに掲げる有効成分を含む農薬 令和五年十月二日から令和五年十二月二十八日まで
- 4 別表第五号から第七号まで、第九号及び第十一号に掲げる有効成分を含む農薬 令和六年一月四日から令和六年三月二十九日まで

別表

- 一 アラクロール
- 二 イソプロチオラン
- 三 MCPBエチル（別名MCPB）
- 四 カルボスルファン
- 五 クロルビクリン
- 六 シアナジン

- 七 シハロホップブル
- 八 トルクロホスメチル
- 九 フェントラザミド
- 十 プロピネブ
- 十一 ブロマシル
- 十二 ブロモブチド
- 十三 ベンゾビシクロン
- 十四 ベンフラカルブ
- 十五 ホセチル
- 十六 メタミトロン
- 十七 メチダチオン (別名 D M T P)
- 十八 メトラクロール
- 十九 S-メトラクロール